

要望1. 消防採用時における色覚検査実施の地方でのバラつきをふまえ、警察、消防、自衛隊、海上保安庁など官公庁での色覚検査廃止を要望したところ、防衛省より「厳しい募集環境を踏まえ、多様な人材を確保する観点から、色覚について職務の遂行に支障が生じない職務もあることから、その適用の見直しを本年9月におこない、陸上自衛官の色覚検査において「運転免許を取得可能であれば可」という身体要件とした」と回答いただいた。

なお会場では石破茂会長より「募集環境が厳しいから検討するというのは本来誤りである」とコメントをいただいた。航空自衛隊と海上自衛隊においても同様でよいこととしたか。もし違う場合はその理由を開示いただきたい。陸上自衛隊でも回転翼機の操縦があるため航空機操縦がその理由でないことは承知している。

(答)

共生社会実現の重要性も高まる中、任務に支障のない範囲で、自衛官候補生、一般曹候補生採用試験のうち、陸上自衛官志願者における色覚検査において、必要とする身体要件として「運転免許取得可能」とする試行を令和元年9月より実施しています。

具体的には、現行の「石原式」、「パネル D-15」において不合格となった方について、運転免許取得要件を確認するための「色彩識別検査(赤、黄、青の弁別の可否)を実施し、弁別できた方を合格とする試行を実施しています。

まずは、採用人数の最も多い陸上自衛官(自衛官候補生、一般曹候補生)の採用において試行を実施し、この結果を踏まえ、海上・航空自衛官を含め、自衛官に必要な身体要件について、引き続き検討して参ります。

【警察庁】要望団体名：NPO カラーユニバーサルデザイン機構

要望1. 陸上自衛隊の「運転免許取得可能であれば可」とする身体要件を、警察、消防、海上保安庁で採用できない場合はその合理的な理由を開示いただきたい。

(答)

警察官は、捜査活動や各種現場における活動等に従事しており、時間帯、場所、天候等を問わず、様々な条件下において、色の識別を含め諸対応を行う必要があることから、各都道府県警察においては、採用試験において、職務執行上必要とされる程度の色覚を判別するため、医療機関による検査結果の提出等を求めているものと承知。

【担当省庁】警察庁長官官房人事課

【総務省】要望団体名：カラーユニバーサルデザイン機構

要望1. 消防採用時における色覚検査実施の地方でのバラつきをふまえ、警察、消防、自衛隊、海上保安庁など官公庁での色覚検査廃止を要望したところ、防衛省より「厳しい募集環境を踏まえ、多様な人材を確保する観点から、色覚について職務の遂行に支障が生じない職務もあることから、その適用の見直しを本年9月におこない、陸上自衛官の色覚検査において「運転免許を取得可能であれば可」という身体要件とした」と回答いただいた。

陸上自衛隊の「運転免許取得可能であれば可」とする身体要件を、警察、消防、海上保安庁で採用できない場合はその合理的な理由を開示いただきたい。

(答)

- 法律上、地方公務員である消防職員の採用に当たって、受験の資格要件や試験の方法を定め、試験を実施するのは、消防長など(※)とされています。

※ 人事委員会を置く市町村にあつては、人事委員会の権限とされていません。

- したがって、色覚検査の要否やその内容については、基本的には、各消防本部がそれぞれの実情を踏まえて適切に判断すべきものです。
- 消防庁としては、平成 29 年度に実施した全消防本部に対する調査結果を踏まえ、平成 30 年9月に色覚検査に対する基本的な考え方について通知を発出し、全国8か所で説明会を開催しました。
- この通知において、消防業務では色が重要な判断要素となる場合もあることから、消防本部において消防吏員の色覚の状況を把握しておくことは重要であるとする一方で、消防本部がその必要性に基づき採用試験で色覚検査を実施する場合には、消防業務への支障の有無を確認し、判断するための必要最小限のものとする事としております。

【総務省】

- 引き続き、各消防本部における採用時の色覚に関する要件や検査が過度のものとならないよう、努めてまいります。

【担当省庁】総務省消防庁消防・救急課

【国土交通省・海上保安庁】要望団体名: カラーユニバーサルデザイン機構

要望1. 陸上自衛隊の「運転免許取得可能であれば可」とする身体要件を、警察、消防、海上保安庁で採用できない場合はその合理的な理由を開示いただきたい。

(答)

○ 多様な方が海上保安庁の業務を遂行できるようにしていくことが重要であると認識しておりますが、当庁の業務には色覚が必要なものもあります。

○ 例えば、海上保安庁の業務の特性として、海技士、小型船舶操縦士資格を取得することとしており、海技士等に求められる身

体検査基準(色覚が職務に支障をきたすおそれのない こと)を満たす必要があります。

○ 同様に、航空機の操縦士資格取得に際しては、操縦士に求められる身体検査基準(色覚が職務に支障をきたすおそれのないこと)を満たす必要があります。

○ そのため、海上保安大学校や海上保安学校等の採用試験(※)においては、色覚検査を実施しているところです。

○ なお、海上保安庁では、人事院の国家公務員採用総合職・一般職試験の合格者も採用しており、それらの職員については色覚検査を実施しておりません。

○ 採用要件の緩和は、随時、人事院と調整しており、今後も時代の変化に合わせ、採用制度や試験内容を不断に見直してまいります。

※ 海上保安大学校学生採用試験

海上保安官採用試験

海上保安学校学生採用試験

船艇職員・無線従事者・航空機職員採用試験

【担当省庁】海上保安庁総務部教育訓練管理官 海上保安庁総務部人事課

【内閣府】要望団体名:NPO カラーユニバーサルデザイン機構

要望2. 本年5月29日に内閣府より大雨の警戒レベルをわかりやすく伝えるために5色の配色を定めた旨の発表があり、当機構も広報に努めているが、これをより一層広報することにより、国がユニバーサル社会推進を実施していることを知らしめることにならないか。大雨の警戒レベル以外でも同様の取り組みを進めて広報することにより、色覚の多様性を社会に向けて啓発いただきたい。必要であればそのための予算を確保いただきたい。

(答)

- 1 5段階の警戒レベルの違いをわかりやすく伝えるためには、その配色を統一させ色のイメージを定着させることが重要であり、またその配色が様々な色覚の人にも可能な限りわかりやすいものになっていることが必要である。
- 2 このため、様々な色覚の人 ※<sup>1</sup>を対象に、わかりやすい警戒レベルの配色に関する検証調査 ※<sup>2</sup>を実施し、マスメディアや 気象庁等の情報を発信する機関との議論を踏まえ、本配色を 定めたところ。
- 3 本配色の運用や周知を可能な限り速やかに開始していただくよう関係機関に依頼しており、内閣府としても様々な色覚の方々に配慮した配色の普及に引き続き努めて参りたい。
4. 災害時における障害者や高齢者など要配慮者の避難への支援等は重要であると認識しているところ。
5. 内閣府においては、今後、要配慮者の避難への支援等にあたり、様々な色覚に配慮した取組が必要な場合には、今回の取組も参考に検討してまいりたい。
6. 要配慮者に係る災害対策において、このようなきめ細やかな配慮がなされるよう、関係部局等とも連携し取り組んでまいりたい。

<参考>

※<sup>1</sup> 一般色覚、1型色覚、2型色覚、ロービジョン者(3型色覚類似) ※<sup>2</sup> 検証調査実施者: 特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構(本要望元)、伊藤啓教授(ケルン大学理学部生物学教室、同機構副理事長)

【担当省庁】内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当) 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)

【内閣府】要望団体名:NPO カラーユニバーサルデザイン機構

### 要望3.

昨年、内閣府より「合理的配慮事例集における視覚障害等の区分において色覚障害に係る事例を盛り込んでおり、事例集の充実については関係省庁、地方公共団体、障害者団体などから提供される様々な事例等を踏まえ、ご指摘の点も含め総合的に検討していきたい」と回答いただいたが、その検討や議論の中身を開示いただきたい。東京都はじめ神奈川県埼玉県など 20 以上の自治体でカラーユニバーサルデザインガイドライン、色覚バリアフリーガイドライン、わかりやすい印刷物のつくりかた等が発行されているが、これを合理的配慮事例集に関連づけていただきたい。

(答)

内閣府が取りまとめ、公表している障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供や環境の整備に係る事例集においては、「視覚障害」等の区分において、「色覚障害」に係る事例を盛り込んでいるところ。

関係省庁や地方公共団体などからの様々な事例を収集しているところであり、今後、それらを踏まえ、御指摘の点も含め総合的に当該事例集に係る内容の充実について検討していきたいと考えています。

【担当省庁】内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付障害者施策担当

【文部科学省】要望団体名:NPOカラーユニバーサルデザイン機構

要望4. 昨年、文部科学省より「文部科学省においては人権教育の指導方法に関するモデル事業及び調査研究等を実施し、これらを通じて各教育委員会等における取組を促す。しかし人権教育研究推進事業は毎年、都道府県教育委員会等に委託し、学校における人権教育全般についての指導方法の改善等を図ることを目的として実施しているもので、色覚について特段に取り扱っているものではない」と回答いただいたが、それであれば具体的にはどのように取組を促すのかお示しいただきたい。

また、「文部科学省では、全国の学校保健担当指導主事等を対象とした研修会や全国規模の養護教諭等が参加する研修会において、色覚に関する内容の周知に努めているところです」と回答いただいたが、養護教諭への色覚多様性の啓発をおこなった後、各学校で一般教諭や学校全体にどのように周知活動を図ったかお示しいただきたい。

(答)

- 文部科学省では、全国の学校保健担当指導主事等を対象とした研修会や全国規模の養護教諭等が参加する研修会において、色覚に関する内容の周知に努めているところです
- 研修会を行った後には、参加者から各学校や一般教諭に対して、適切に周知活動が行われていると承知しています。

<参考>色覚に関する啓発を行った研修会

- ・令和元年5月31日  
「令和元年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会」  
対象:健康教育行政担当者約100名
- ・令和元年9月17日  
「令和元年度健康教育指導者養成研修」  
対象:養護教諭等約200名

【担当省庁】文部科学省初等中等教育局児童生徒課 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課